

旭川医科大学個人情報管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学個人情報管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学個人情報管理規程（平成17年旭医大達第13号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(定義)	(定義)
第2条 この規程における用語の意義は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の定めるところによる。	第2条 この規程における用語の意義は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。） <u>第2条</u> 、 <u>第60条</u> 及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） <u>第2条</u> の定めるところによる。
2 (略)	2 (略)
(略)	(略)
(削除)	(保有個人情報等の提供)
	<u>第18条 保護管理者は、保護法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者（以下「行政機関等以外の者」という。）に保有個人情報等を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録の範囲及び記録項目、利用形態等について書面を交わさなければならない。</u>

第18条～第20条 （略）

（仮名加工情報の提供等）

第21条 保護管理者は、保護法第42条の規定により、法令に基づく場合を除き、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 （略）

（行政機関等匿名加工情報の提供等）

第22条 学長は、保護法第5章第5節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報を作成することができる。

2～4 （略）

（匿名加工情報の提供）

第23条 保護管理者は、保護法第123条の規定により、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。）を第三者に提供するときは法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表すると

2 保護管理者は、保護法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は提供後にその実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じなければならない。

3 保護管理者は、保護法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じなければならない。

4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

第19条～第21条 （略）

（仮名加工情報の提供等）

第22条 保護管理者は、保護法第73条の規定により、法令に基づく場合を除き、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 （略）

（行政機関等匿名加工情報の提供等）

第23条 学長は、保護法第5節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報を作成することができる。

2～4 （略）

（匿名加工情報の提供）

第24条 保護管理者は、保護法第107条の規定により、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。）を第三者に提供するときは法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表すると

もに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定は、本学から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（保有個人情報の提供）（新設）

第24条 保護管理者は、保護法第27条第1項又は同法第28条第1項の規定に基づき本人の同意を得て第三者（同法第16条第2項各号に掲げるものを除く。）若しくは外国にある第三者に個人データを提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。（新設）

2 前項の場合において、保護管理者は、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。（新設）

3 保護管理者は、保護法第16条第2項各号に掲げるものに個人データを提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。（新設）

4 保護管理者は、前3項の規定により個人データを提供する場合に、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的及び個人データの秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。（新設）

5 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。（新設）

(略)

(事案の報告及び再発防止措置)

もに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(略)

(事案の報告及び再発防止措置)

第26条 1～6（略）

- 7 総括保護管理者は事案の内容、影響等に応じて、事案関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講じなければならない。また、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省（行政管理局）又は個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うものとする。

（削除）

第26条 1～6（略）

- 7 事案の内容、影響等に応じて、事案関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講じなければならない。また、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省（行政管理局）又は個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うものとする。

（利用及び提供の制限）

第27条 保護管理者は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、保護管理は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1） 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

（2） 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（3） 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を

(監査)

第27条 (略)

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第28条 総括保護管理者は、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。

- (1) 第26条第5項の報告をするとき。
- (2) 第26条第7項前段の措置を講じたとき。
- (3) 契約相手方が保護法第120条の各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき。

第29条～第30条 (略)

附 則

この規程は、令和5年7月10日から施行する。

【改正理由】

改正後の保護法の表現と整合性を図り、規定の整備を行うものである。

提供することについて特別の理由があるとき。

(監査)

第28条 (略)

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第29条 総括保護管理者は、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。

- (1) 第26条第3項及び第4項の報告をするとき。
- (2) 第26条第6項及び第7項前段の措置を講じたとき。
- (3) 契約相手方が保護法第118条の各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき。

第30条～第31条 (略)